

[高等技術専門校施設内訓練検討委員会 販売実務科部会]

複数の委員から合計で次の趣旨の質問（Q）がありました。
これに対する状況又は事務局の考え等（A）は次のとおりです。

① Q 資料「別紙 次回会議で各委員にお願いすることについて」関係

資料には「科継続の必要性の有無とその理由」とあります。

これは、科を廃止するという意見も排除しないということで各委員の意見を求めたいのか、あくまでも科を継続していくという前提で各委員の意見を求めたいのか、どのように理解すればよいのでしょうか？

次回会議での意見口述をするに当たり確認したいと思います。

A 県（事務局）では、今後とも高等技術専門校に知的障がいのある方を対象とする訓練科（＝販売実務科）の設置を継続し、県内の知的障がいのある方へ多様な職業訓練の機会を提供していきたいと現時点で考えています。

その上で、販売実務科が、職業訓練を必要とする県内の知的障がいのある方からの期待に応えることができるような科にして行きたい（入校対象者や訓練内容、科名称などについての再点検と必要に応じての改善）と考えています。

ここで、販売実務科はその設置から15年が経過し、この間に特別支援学校の整備や法定雇用率の改定など、障がい者の就労をとりまく環境が少しずつ変わってきたものと考えていますので、販売実務科部会の次回の会議では、科を廃止するという意見も排除しないということで各委員が科継続の必要性について、それぞれのお立場からどのような意見をお持ちであるのかをお聞きしたいと考えているものです。

② Q 入校対象者について

※ 資料3の7（1）①関係（P17）

「軽度の知的障がい者」とは必ずしも B2 の手帳所持者に限らないとのことでしたが、例えば直近3年間（H29～31）の入校者全28人のうち、B2以外の障害者は何人でしょうか？

また、B2以外の入校者は総て B1 の方でしょうか？

A 直近3年間（H29～31）の入校者全28人のうち、療育手帳 B1 判定の人が3人（各年ごとに1人ずつ）、B2 判定の人が25人という構成になっています。

また、B2 判定以外の入校者は、これまでその大半が B1 判定の人ですが、平成27年度に A2 判定の人が2人入校されています。（2人とも修了時には就職決定）

③ Q 特別支援学校新卒者の入校理由について

※ 資料3の7(1)①関係(P17)

H31年入校者中10人が特別支援学校の新卒者ですが、販売実務科の入校を希望した理由としてはどのようなものだったのでしょうか？

「就職を希望したが卒業時はできなかった」という理由がまず考えられますが、全員がその理由だったのか、それとも別の理由があったのか、あったとすればどういった理由なのか、ご教示ください。

H31年入校者中10人が特別支援学校の新卒者ですが、H31年度入校者が、卒業と同時に就労移行支援事業を利用して就職を目指すという方法を選ばなかった理由として、どのようなことがあると捉えていますか？

A 特別支援学校新卒入校生については、選考試験時の面接や入校前に実施する出身の特別支援学校担当者等との移行支援に関する協議・打合せの際に入校理由について確認しています。

今年度4月入校の特別支援学校新卒者については、「希望する職種がなかった。又は見つからなかった。」「特別支援学校とは違う内容の職業訓練を受けてみたかった。」「就職に向けて不安があるため、職業訓練の受講を希望した」等との理由により、特別支援学校卒業時には就職をせず販売実務科に入校したものと聞いています。

④ Q 募集方法等の変更の有無（過去5年間）について

※ 資料3の7(1)①関係(P17)

新卒者のうち一般高校卒業者が減ってきており、H31年度は0人となりました。

ただ、以前に比べて一般高校を卒業する療育手帳所持者の就職ニーズが減ってきているとは思えません。

販売実務科の募集方針等を、（過去5年間程度の期間のうちに）何らかの変更をしましたか？

A 販売実務科の募集方針等については、過去5年間程度の期間の中では特に変更は行っていません。

新規学卒予定者について、例年、特別支援学校、一般高校を問わず、学校訪問、進路担当者説明会の開催、オープンキャンパスの実施、新規学卒障がい者等の職業紹介業務連絡会議への参加及び説明、募集要項等の送付等周知活動を平等かつ一律に行っている状況ですが、結果的に平成31年度4月入校生募集に対し、一般高校新卒予定者からの応募はなかった状況になっています。

⑤ Q 卒業後の就労 A 型の利用の減少理由について

※ 資料 3 の 7 (2) ②関係 (P19)

卒業生について、就労 A 型の利用が H29 年度以降減っていますが、これは何か理由があつてのことでしょうか？

- A 販売実務科においては、本人及び保護者の希望する職種・企業、事業所への就職を目標に訓練生への指導や訓練を実施しており、平成 29 年度及び 30 年度の修了生全員が希望する職種・企業、事業所に就職した状況です。就労 A 型の利用については、特に意図的な理由はなく、結果的に減少した状況となっています。

⑥ Q 卒業後の定着率関係

※ 資料 3 の 7 (2) ③関係 (P20)

卒業後の、当初の就職先への定着率が H29 年度修了者から向上していますが、これは単に年数が経っていないことが理由と捉えていますか？

それとも、定着支援の方法等を変えた（改善した）といったことがあつてのことですか？

- A 販売実務科においては、本人及び保護者の希望する職種・企業、事業所への就職を目標に以前から訓練生への指導や訓練を行っていますが、平成 29 年度及び 30 年度の修了生全員について、希望する職種・企業、事業所に就職したため、今のところ定着率の向上につながっているものと判断しています。

なお、定着支援の方法等については、特に変更はありませんが、修了生へのアフターフォロー対応の際には、就労先の管理者やコーチ、上司等に面会を求め修了生の就労状況等の確認を必ず行っています。

⑦ Q 卒業（就職退校者を含む。）後、離職した方に対する関与等の有無について

※ 資料 3 の 7 (2) ③関係 (P20)

H26～30 年度修了者中 31 人が一般就労し、そのうち今年 4 月 1 日時点で 21 人が当初の就職先に定着しており、離職者 10 人のうち 9 人が再就職したとあります。

この再就職した 9 人の再就職支援について、販売実務科は関与されたのか、されたとすれば具体的にどのような関与だったのでしょ

- A 再就職した 9 人の再就職支援について、販売実務科においては、主体的な関与はしておらず、実態的には各自が支援を受けている相談支援機関やハローワークにおいてなされたものでありますが、修了生に対するアフターフォロー対応時に本人から転職や再就職の相談を受けた場合は、状況確認や必要なアドバイスを行うとともに、相談支援機関やハローワークに情報提供を行い今後の対応を依頼している状況にあります。

⑧ Q 販売実務科と（福岡・鹿児島）障害者職業能力開発校との比較関係

※ 資料 2 の 6 関係 (P10)

ア 熊本県立高等技術専門校の販売実務科では、軽度の知的障がいを対象としており、その程度は本県療育手帳の主に B2 を想定しているとのことでしたが、他県（福岡・鹿児島）障害者職業能力開発校において対象とする知的障がいの程度はどのようなになっているのでしょうか？

イ 軽度の知的障がい者を対象とする熊本県立高等技術専門校の販売実務科と知的障がい者を対象とする他県（福岡・鹿児島）障害者職業能力開発校において、「障害の程度の違い（B1, B2 等）」による修了者の就職先に違いはあるのでしょうか？（その状況を比較できるデータはありますか？）

A ア 福岡及び鹿児島障害者職業能力開発校においては、募集要項では入校対象者の知的障がいの程度について定めていません。

両校ともに入校選考試験（学科・実技・面接・保護者面接）により合否判定を行っており、訓練生のほとんどが B2 判定の方となっている状況です。（各校担当者への聞き取り結果）

イ 販売実務科においては、直近 3 年間 (H28～30) の就職者 22 人（療育手帳の B1 判定 4 人、B2 判定 18 人）のうち、B1 判定の方は一般就労及び就労 A 型の利用が半数ずつ、B2 判定の方は一般就労が約 83%、就労 A 型の利用が約 17%となっています。

福岡障害者職業能力開発校においては、障がいの程度の違いによって就職先に明確な違いは見受けられないとのことでした。（福岡校担当者への聞き取り結果）

鹿児島障害者職業能力開発校においては、直近 3 年間の入校生は全員が B2 判定ですが、一般就労が約 9 割、就労 A 型の利用が約 1 割となっています。（鹿児島校担当者への聞き取り結果）

⑨ Q 訓練実施状況（就職退校・自己都合退校等）について

※ 資料3の7（2）②関係（P19）

平成26年度～30年度の入校者数は計55人であり、平成30年10月コースの1人（訓練継続中）を除くと54人となっています。この54人の入校者は平成26年4月から平成31年3月までに修了・退校しているはずですが、就職者数は48人となっており、6人が消えています。

この6人は就職以外の理由で途中退校したと捉えられますが、そうなのでしょう
か？

また、そうである場合、退校の理由はどのようなものでしたか？

A 訓練生の入校後の状況（進路等）は次のとおりです。

販売実務科の訓練実施状況（H26～H30年度）

入校年度・月		訓練期間	入校生数		入校生の進路					
					自己都合退校者	就職者	就職退校者	修了就職者	修了未就職者	
H30	4月	1年間	9	8	1	7	7	6	1	0
	10月			1	0		0	0	0	※訓練継続中
H29	4月	1年間	6	3	1	4	2	1	1	
	10月			3	1		2	2	0	
H28	4月	1年間	12	10	1	11	9	8	1	
	10月			2	0		2	2	0	
H27	4月	1年間	14	10	0	13	10	10	0	
	4月・10月	半年間		4	1		3	2	1	
H26	4月	1年間	14	9	1	13	8	7	1	
	4月・10月	半年間		5	0		5	2	3	
計			55	55	6	48	48	40	8	0

早期就職者以外の退校者（自己都合退校者）の退校理由（H26～H30で該当者6人）

① 体調不良による訓練継続の断念。 3人

⇒ 退校後は、療養に専念させ、その後体調が回復した3人には、就労支援のサポートを行いハローワークや相談支援機関との連携のもと一般就労につなげた。

② 病状悪化のため主治医から療養専念の指示（3ヶ月で退校）。 1人

⇒ 現在も療養中

③ 理由もなく長期欠席が続き、その後、本人から退校の意思表示あり。 2人

⇒ 1人については、退校後に就労サポート等の要請があり、ハローワークとの連携のもと一般就労につなげた。

残りの1人については、退校後、体調不良となり、現在も療養中。

自己都合退校者については、上記②のケースを除き、訓練生及び保護者と複数回にわたり面談や自宅訪問等を行い訓練継続の途を探るも、最終的に訓練生の意思を尊重し中途退校となる。

中途退校後も、本人及び保護者の了解のもと、ハローワークや相談支援機関等との連携のもと必要なサポートを実施し、一部は、一般就労につなげている状況。